

# LIBOR利用状況調査 結果概要

2023年3月24日

金融庁・日本銀行

# LIBOR公表停止の概要

- ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下、「LIBOR」という。）のうち、ドルの一部テナーについては、パネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出するLIBOR（以下、「パネルLIBOR」という。）が、2023年6月末をもって公表が停止される予定。
  - ✓ その他通貨・テナーのパネルLIBORについては、2021年12月末をもって公表停止済。
- 市場データを用いて算出する擬似的なLIBOR（以下、「シンセティックLIBOR」という。）は、円については2022年12月末をもって公表が停止され、ポンドについては2023年3月末以降公表が停止される予定。また、ドルについては、パネルLIBORの公表停止以降の公表が検討されている。

通貨	テナー（期間）	パネルLIBOR 公表停止日	シンセティックLIBOR	
			公表開始日	公表終了日
円	翌日、1週間、2か月、12か月	2021年12月31日	(公表なし)	
	1か月、3か月、6か月		2022年1月4日	2022年12月31日
ポンド	翌日、1週間、2か月、12か月		(公表なし)	
	1か月、6か月		2022年1月4日	2023年3月31日
	3か月		2022年1月4日	2024年3月31日
スイスフラン	翌日、1週間、1か月、2か月、 3か月、6か月、12か月		(公表なし)	
ユーロ				
ドル	1週間、2か月	2023年6月30日	(公表なし) (仮) (注)	
	翌日、12か月		(公表なし) (仮) (注)	
	1か月、3か月、6か月		2023年7月3日 (仮) (注)	2024年9月30日 (仮) (注)

(注) 英国金融行為規制機構 (FCA) は、英国ベンチマーク規制 (UK BMR) に基づき、LIBOR運営機関であるIBA (ICE Benchmark Administration) に対し、2024年9月末までの間、シンセティックドルLIBORの算出と公表の継続を求めることについて市中協議を実施 (市中協議結果は2023年第1四半期後半から第2四半期初に公表予定)。

# 調査概要

調査基準日	2022年12月末															
調査対象先	<p>計279先</p> <table><tr><td>主要行等</td><td>9先</td><td>(みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行)</td></tr><tr><td>地域銀行</td><td>100先</td><td></td></tr><tr><td>その他の銀行等</td><td>40先</td><td>(主要行等に含まれない信託銀行8先、新形態銀行等13先、外国銀行支店16先、信金中金、農林中金、ゆうちょ銀行)</td></tr><tr><td>証券会社</td><td>33先</td><td>(国内19先、外国14先)</td></tr><tr><td>保険会社</td><td>97先</td><td>(生保42先、損保55先)</td></tr></table>	主要行等	9先	(みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行)	地域銀行	100先		その他の銀行等	40先	(主要行等に含まれない信託銀行8先、新形態銀行等13先、外国銀行支店16先、信金中金、農林中金、ゆうちょ銀行)	証券会社	33先	(国内19先、外国14先)	保険会社	97先	(生保42先、損保55先)
主要行等	9先	(みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行)														
地域銀行	100先															
その他の銀行等	40先	(主要行等に含まれない信託銀行8先、新形態銀行等13先、外国銀行支店16先、信金中金、農林中金、ゆうちょ銀行)														
証券会社	33先	(国内19先、外国14先)														
保険会社	97先	(生保42先、損保55先)														
主要調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORを参照する契約の規模</li><li>シンセティックLIBOR（円・ポンド）を利用しているまたは利用可能性がある契約の規模</li></ul>															

# 調査結果の概要

## 【2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORからの移行対応】

- 2023年6月末を越えて満期が到来するドルLIBOR参照契約については、6割弱の金融機関において、残存契約を有していない、あるいは事前移行かフォールバック条項の導入を完了していることが確認された。また、未対応の残存契約を有する金融機関においても、現時点において移行対応に関する大きな障害は確認されていない。

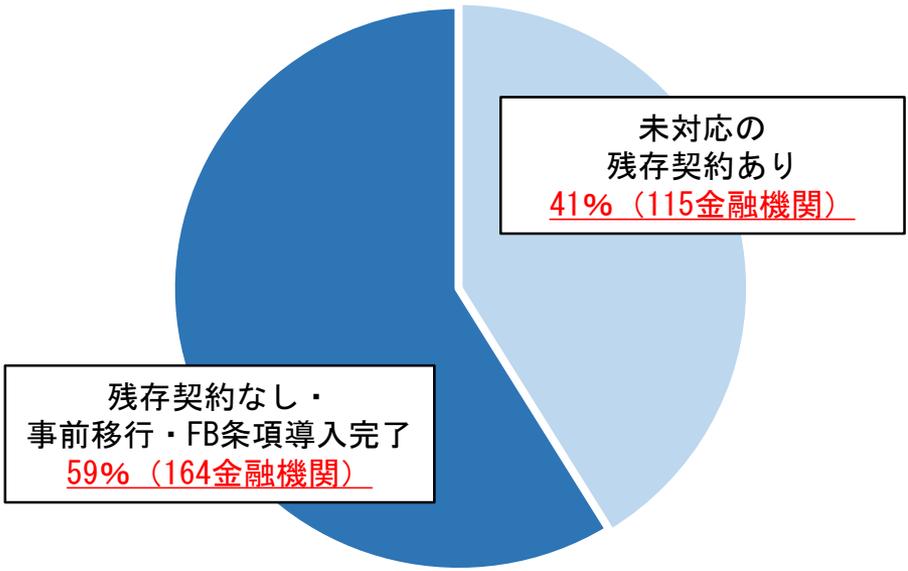
## 【シンセティックLIBOR（円・ポンド）からの移行対応】

- シンセティック円LIBORを利用する契約は、僅少なながら残存。もっとも、公表停止後の対応を関係者で合意済であるなど、実質的な移行対応は完了していることが確認された。
- シンセティックポンドLIBORを利用する契約は、僅少なながら残存。もっとも、公表停止後の初回の金利参照日までに関係者間での調整完了を見込んでいるなど、移行対応完了の目途が立っていることが確認された。

# 2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORからの移行対応

- 2022年12月末時点のドルLIBOR参照契約の移行対応状況をみると、6割弱の金融機関において、残存契約（注1）を有していない、あるいは事前移行かフォールバック（注2）（FB）条項の導入を完了している。
- 未対応の残存契約を有する金融機関（115先）においても、移行に際して検討が必要となる論点は複数認識されているが、現時点において移行対応に関する大きな障害は確認されていない。

2022年12月末時点における移行対応状況



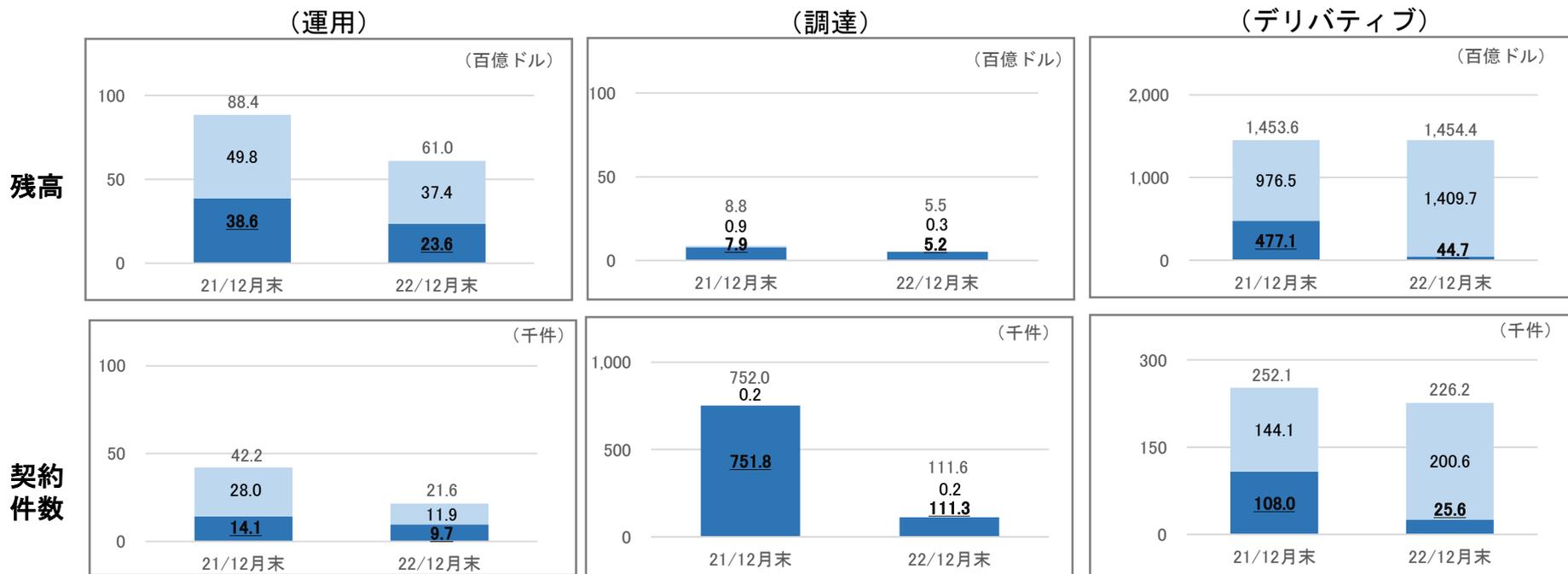
認識された移行上の論点
<p><u>運用（貸出）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● （主に欧米において）他行がエージェントを務める案件等で他行と顧客の交渉状況に依存する。</li> </ul>
<p><u>運用（債券/証券化商品）、調達</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資商品において、運用会社等他社が主体的に交渉を行うため、自社の判断で移行を進めることができない。</li> <li>● 公表停止前の償還を想定するものの、実際に償還がなされるか否かに不確実性が伴う。</li> <li>● 投資家等多数の関係者が存在し、利害調整に困難が伴う。</li> </ul> <p>なお、一部の移行対応が困難と予想される契約に対しては、米国連邦法（注3）の適用が検討されている。</p>

（注1）2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORのテナー（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）のうち、2023年6月末を越えて満期が到来する契約。  
 （注2）フォールバックとは、LIBORの公表停止後などにLIBORに代えて参照する後継金利等を、契約当事者間で予め合意しておくことをいう。  
 （注3）米国では、2022年3月に連邦法（LIBOR Act）が制定され、米国法に準拠した「タフレガシー」契約において、ドルLIBORからの金利変更を行う統一的なプロセスが確立された。  
<https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/26/2023-00213/regulations-implementing-the-adjustable-interest-rate-libor-act>

# ドルLIBOR参照契約の規模（残高・契約件数ベース）

- 調査対象金融機関全体の2022年12月末におけるドルLIBOR参照契約（2023年6月末に公表停止が予定されているテナーを参照する契約）の残高・契約件数のうち、2023年6月末を越えて満期が到来する契約は、運用が0.6兆ドル・2.1万件、調達が0.05兆ドル・11.1万件、デリバティブが14.5兆ドル・22.6万件であった。
- 上記のうち、フォールバック条項が未導入の残高・契約件数は、運用が0.2兆ドル・0.9万件、調達が0.05兆ドル・11.1万件、デリバティブが0.4兆ドル・2.5万件であり、2021年12月末対比では減少しているが、移行対応が必要となる契約は相応に残存している。

ドルLIBOR参照契約（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）の残高・契約件数とフォールバック条項の導入状況



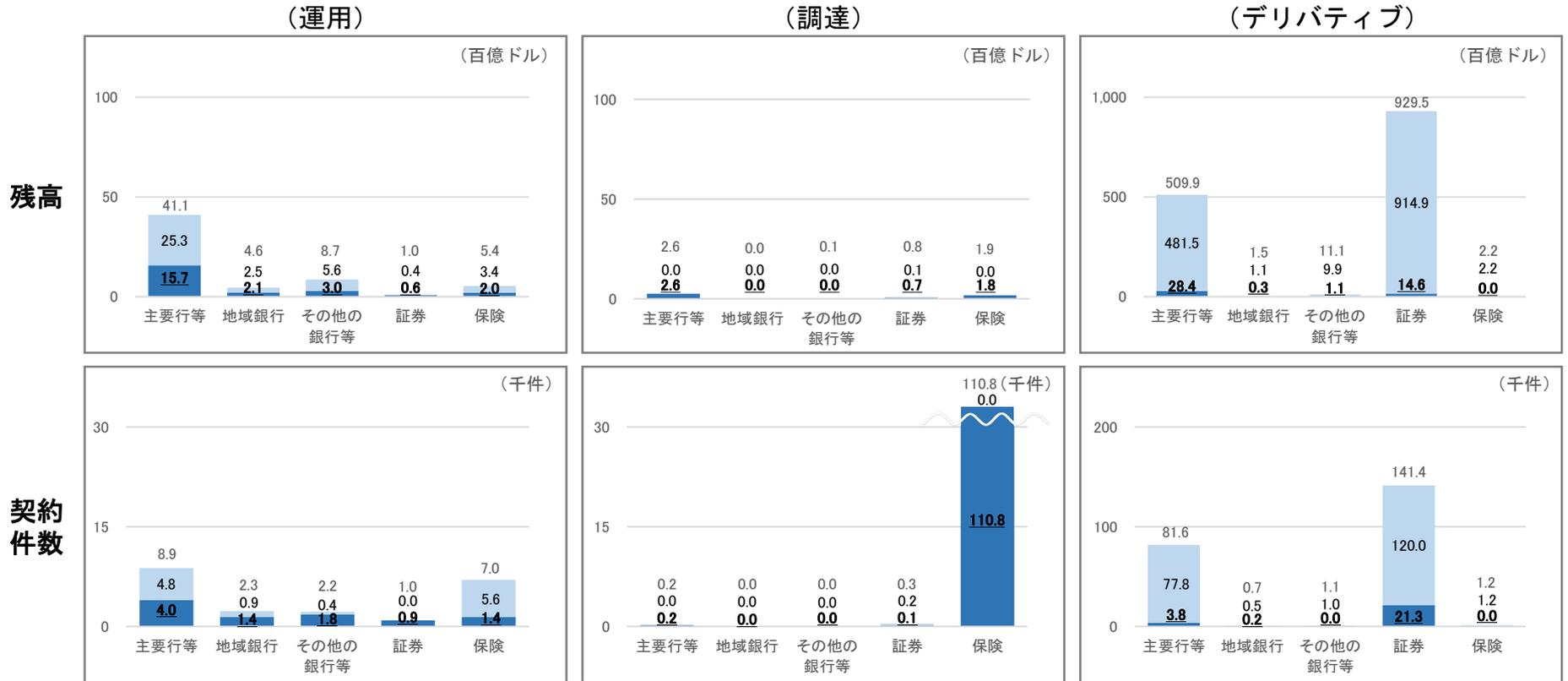
■ フォールバック条項導入済 ■ フォールバック条項未導入

- (注1) グラフ内の計数は、2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORのテナー（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）のうち、2023年6月末を越えて満期が到来する契約が対象。
- (注2) 調達の契約件数は、大半を保険商品が占める。保険商品の大半を占める認可等の対応が必要な商品においては、金融庁による認可が進んだことから、22/12月末の契約件数が21/12月末対比で大幅に減少している。
- (注3) 21/12月末の運用の残高に関する計数については、調査対象先による回答計数の見直しに伴い、第3回LIBOR利用状況調査結果概要にて記載した計数から更新を行っている。

# ドルLIBOR参照契約の規模（業態別／運用・調達・デリバティブ）

- 運用については、残高は主要行等、契約件数は主要行等、保険会社が中心。
- 調達については、残高は主要行等、保険会社、契約件数は保険会社が中心。
- デリバティブについては、残高・契約件数のいずれも、証券会社、主要行等が中心。

ドルLIBOR参照契約（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）の残高・契約件数とフォールバック条項の導入状況



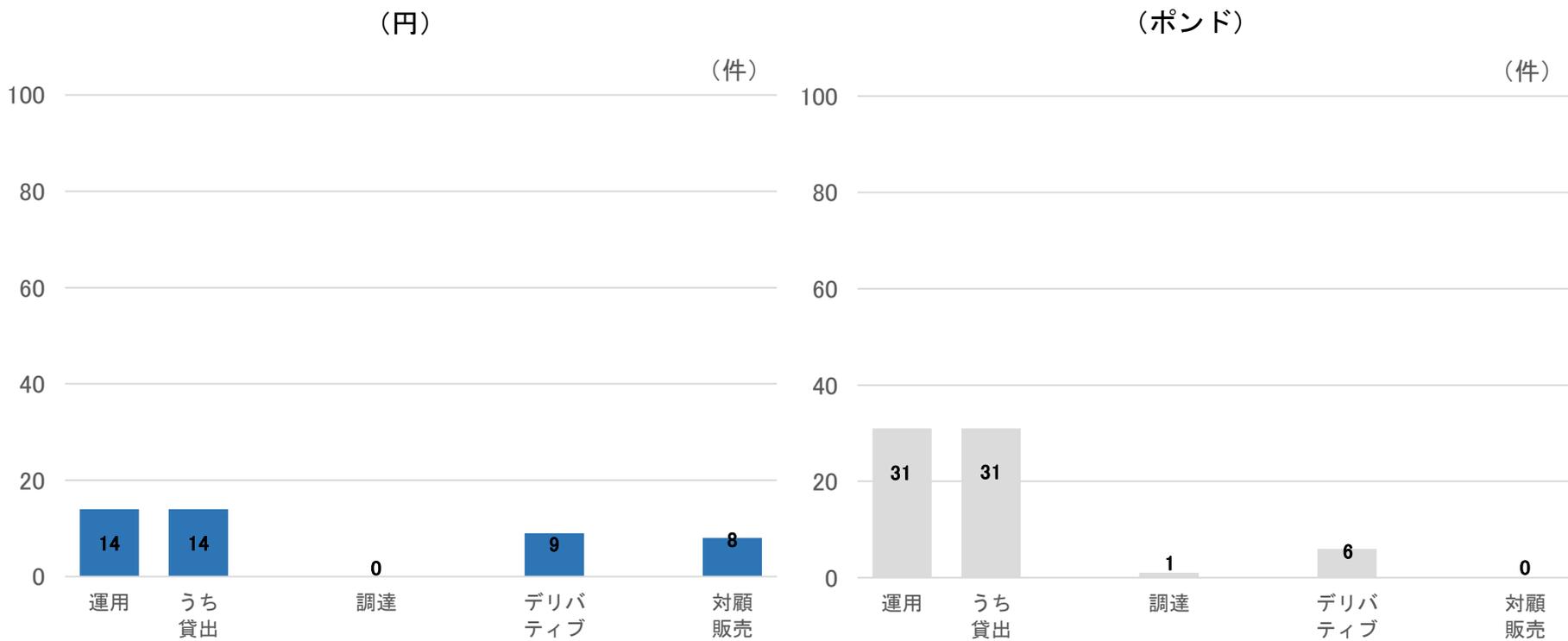
■ フォールバック条項導入済 ■ フォールバック条項未導入

(注) グラフ内の計数は、2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORのテナー（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）のうち、2023年6月末を越えて満期が到来する契約が対象。

# シンセティックLIBOR（円・ポンド）からの移行対応

- 調査対象金融機関全体の2022年12月末におけるシンセティックLIBOR参照契約（ポンドについては2023年3月末を越えて満期が到来する契約）の契約件数は、円が31件、ポンドが38件と僅少。
- シンセティック円LIBORを利用する契約は、2022年12月末をもって公表停止となっているものの、公表停止後の対応を関係者で合意済であるなど、実質的な移行対応は完了していることが確認された。
- シンセティックポンドLIBORを利用する契約は、公表停止後の初回の金利参照日までに関係者間での調整完了を見込んでいるなど、移行対応完了の目途が立っていることが確認された。

シンセティックLIBORを利用しているまたは利用可能性がある契約件数



(注1) シンセティックLIBORを利用しているまたは利用可能性がある金融機関が回答した契約件数。  
 (注2) グラフ内のシンセティックポンドLIBORの計数は、2023年3月末を越えて満期が到来する契約が対象。

# 調査結果を踏まえた今後の対応について

## 金融機関に求められる今後の対応

### 2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORからの移行対応

- 米当局（FRB等）・検討体（ARRC）が公表したガイドライン等に基づき、公表停止期限である2023年6月末までの時間軸を意識した移行対応が求められる。
  - ✓ 既存契約を含め、エクスポージャーや契約ごとのフォールバック条項の内容を適切に把握するとともに、事前移行あるいは頑健な代替金利指標を規定したフォールバック条項の導入が求められる。
  - ✓ 移行対応が困難な既存契約が生じる場合には、公表停止までの時間軸を意識しつつ、セーフティネットとしての米連邦法の適用や公表が検討されているシンセティックLIBORの利用について、契約内容や契約当事者間の意向を踏まえて適切に検討することが求められる。

### シンセティックLIBOR（円・ポンド）からの移行対応

- シンセティック円LIBOR公表停止に伴う金利切替や、シンセティックポンドLIBORの公表停止に向けた一部の残存契約に対する適切な管理など、通貨別の公表停止状況を踏まえた適切な対応を、今後も計画的に実施していくことが求められる。

## 金融庁及び日本銀行の今後の対応

- 金融庁及び日本銀行は、2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBOR及び2024年3月末までに順次公表停止が予定されているシンセティックポンドLIBORからの移行対応について、本調査の結果も踏まえて、引き続き連携してモニタリングを通じて確認するとともに、その状況に応じた対応を金融機関に求めていく。
- 金融庁においては、上記の確認結果に基づき、必要に応じて監督上の対応を講じることを検討する。

**【別添資料】**

# 【別添】 ドルLIBOR参照契約の規模（業態別） — 詳細 —

	全業態											
	主要行等		地域銀行		その他の銀行等		証券		保険			
	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数		
<b>運用</b>	66.9	23.8	45.8	10.2	5.0	2.7	9.0	2.4	1.2	1.0	5.7	7.4
満期が2023年6月末超	61.0	21.6	41.1	8.9	4.6	2.3	8.7	2.2	1.0	1.0	5.4	7.0
FB条項導入済	37.4	11.9	25.3	4.8	2.5	0.9	5.6	0.4	0.4	0.0	3.4	5.6
<b>うち貸出</b>	51.5	15.1	43.3	9.8	3.8	2.0	1.9	0.7	0.6	0.2	1.9	2.3
満期が2023年6月末超	46.0	13.1	38.6	8.5	3.5	1.7	1.7	0.5	0.4	0.1	1.6	2.0
FB条項導入済	26.9	7.2	23.5	4.6	1.8	0.5	0.6	0.1	0.0	0.0	0.9	1.7
<b>調達</b>	6.2	111.9	3.2	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.9	0.4	1.9	111.1
満期が2023年6月末超	5.5	111.6	2.6	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.8	0.3	1.9	110.8
FB条項導入済	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0
<b>うち債券</b>	1.7	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	1.2	0.0
満期が2023年6月末超	1.6	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	1.2	0.0
FB条項導入済	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
<b>うち保険商品</b>	0.4	111.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	111.1
満期が2023年6月末超	0.4	110.8	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	110.8
FB条項導入済	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
<b>デリバティブ</b>	2,178.1	262.9	820.1	94.8	1.7	0.9	12.3	1.3	1,341.2	163.9	2.6	1.9
満期が2023年6月末超	1,454.4	226.2	509.9	81.6	1.5	0.7	11.1	1.1	929.5	141.4	2.2	1.2
FB条項導入済	1,409.7	200.6	481.5	77.8	1.1	0.5	9.9	1.0	914.9	120.0	2.2	1.2
<b>対顧客販売</b>	1.3	20.8	-	-	-	-	-	-	1.3	20.8	-	-
満期が2023年6月末超	1.3	20.7	-	-	-	-	-	-	1.3	20.7	-	-
FB条項導入済	0.3	4.9	-	-	-	-	-	-	0.3	4.9	-	-

(注1) 計数の単位は残高：百億ドル、契約件数：千件。

(注2) 2023年6月末に公表停止を予定しているドルLIBORのテナー（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）を集計。

(注3) 「満期が2023年6月末超」とは、2023年6月末を越えて満期を迎える契約が対象。

(注4) 「FB条項導入済」とは、ハードワイヤードまたは修正アプローチによるフォールバック条項が導入されている契約が対象。

(注5) 一部の調査対象先においては、概数として提出のあったものを集計。

(注6) 貸出はコミットメントラインを含む。

(注7) デリバティブの残高は想定元本ベース。

(注8) 保険商品は保険会社のみ調査対象。対顧客販売は証券会社のみ調査対象。